

写

福島労発基 0823 第1号
令和5年8月23日

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢透 殿

福島労働局長
井口真嘉



最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、福島県労働組合総連合 議長 野木茂雄から、8月22日
付けをもって、最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったの
で、貴審議会の意見を求める。

写

福島賃審発第12号
令和5年8月23日

福島労働局長
井口真嘉殿

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢透

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和5年8月23日付け福島労発基0823第1号により貴職から諮問のあった8月22日付け福島県労働組合総連合議長野木茂雄からの異議申出に関し、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおりとすることが適当である。